

SERA

一般社団法人システムズエンジニアリング研究会

知的財産管理規程

第1章総則

第 1 条(目的)本規程は一般社団法人 システムズエンジニアリング研究会(以下、「当法人」という。)が行う仕様および標準化業務にかかわる知的財産権の取扱いについて規定し、当法人の会員が誠意をもって技術標準を開発し、その成果を広く普及させる当法人の活動精神に照らし、知的財産権の公正な取扱いを保障することを目的とする。

第 2 条(定義)本規程における用語の定義は次の通りとする。

- (1) 「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、意匠権、著作権をいい、出願中のものを含む。
- (2) 「発明等」とは、発明、考案、意匠およびその創作をいう。
- (3) 「ノウハウ等」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であって、公然と知られていないもののうち、前 1 号に定める知的財産権の範囲に属さないものをいう。
- (4) 「秘密情報」とは、情報管理規程第2条2項に定義するものをいう。

第2章 知的財産権の取扱い

第 3 条(当法人の業務遂行上生じた知的財産権の帰属) 当法人の業務を遂行する上で生じた発明等にかかる特許権、実用新案権、意匠権、特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利および意匠登録を受ける権利の帰属は、次のとおりとする。

(1) 当該発明等を行った場合は、権利等について理事会の協議により定める。

2 当法人の会員が当法人の業務を遂行する上で生じた発明等について、特許権、実用新案 権または意匠権の出願を行った場合は、運営委員会に対し、当該出願の概要をすみやかに書面にて届け出なければならないものとする。

3 当法人の業務を遂行する上で生じた仕様書、図面、プログラムおよびデータベースなどの全ての著作物にかかる著作権は、当法人に単独に帰属する。

4 当法人の会員は、当法人の業務を遂行する上で生じた仕様書、図面、プログラムおよび データベースなどの全ての著作物について、自ら著作権者人格権を行使せず、また、自己に所属する役員・従業員をして著作権者人格権を行使させないものとする。

第3章 ノウハウ等の取扱い

第 4 条(ノウハウ等の取扱い)当法人の会員は、当法人の業務を遂行するために当法人および当法人の会員に対して開示した、自己が所有 するノウハウ等に基づくいかなる権利主張または請求を当法人および当法人の会員に対し 行わないものとする。

第4章補則

第 5 条(当法人による紛争調整) 次に掲げる紛争等について、当該紛争等の当事者たる当法人の会員間の自主的かつ任意の 協議によっても解決されない場合、当法人が別に定める機関は、当該紛争等の調整にあたるものとし、当法人の会員は、当法人が別に定める機関の調整を最大限尊重し、当該紛争 等を解決するため誠実に交渉に応じるものとし、合理的な理由なく当法人の調整を拒絶し てはならない。

(1) 「必須の知的財産権」に該当するか否かの判断の相違に起因する紛争

(2) その他、知的財産権およびノウハウ等に関連する紛争であつて、当法人の業務の適切な遂行を阻害するおそれのある事項にかかわる紛争² 当法人は、前項に定める調整を行うにあたり、必要に応じ、弁護士、弁理士、公認会計士その他専門家に諮問し、鑑定させ、または意見を述べさせることができる。

第 6 条(会員資格喪失者の取扱い)

(1)本項第2号の規定は、当該会員資格喪失者が、会員資格を有していた期間に当法人 の活動を通じて知り得た秘密情報に基づいて創出された知的財産権に限り適用する。

2 当法人の会員が退会・除名などの事由により当法人の会員資格を喪失した場合も、当該会員資格喪失者は、当法人の会員資格を有していた期間中に為した知的財産権およびノウハウ等に関する一切の実施許諾および義務の負担を撤回することはできないものとし、当法人の会員資格を有していた 期間中に知り得た情報に基づく知的財産権およびノウハウ等につき、当法人の会員資 格喪失後も引き続き本規程に定める一切の義務を負うものとする。

第 7 条(本規程に定めのない事項) 本規程に定めのない事項および本規程の施行にあたり疑義を生じた事項については、知的 財産権WGにおいて審議決定する。

2 前項により解決が図れない場合は、運営委員会において審議決定する。

第5章附則

第 8 条(施行)本規程は、平成 28年 8 月 1 日から適用する。